

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2023年4月1日改定）

掲載日 2023年1月27日

■キャッシュカード規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<p>3の2 <u>暗証による照合</u></p> <p>当行所定の取扱い（この規定に定める取扱いに限りません。）をする場合、当行所定の書類への押印（又は署名）に代えて、端末機に暗証を入力してすることができます。</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>3の2 <u>暗証単独照合による取扱い</u></p> <p><u>(1) 当行所定の取扱い（この規定に定める取扱いに限りません。）をする場合、当行所定の書類への押印（又は署名）に代えて、本支店等にカード等を提出し、端末機に暗証を入力してすることができます。</u></p> <p><u>(2) 前項の場合において、端末機に入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して取扱いをしましたうちは、カード等又は暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があってもそれにより生じた損害については、当行及び日本郵便株式会社（同社が当行に係る銀行代理業を委託した者を含みます。）（以下「当行等」といいます。）は責任を負いません。</u></p>
<p>11 カード等及び暗証の管理等</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>(6) 暗証は、生年月日、住所、自宅や勤務先の電話番号、連続番号、同一番号その他他人に容易に推測されやすい番号を使用せず、不定期的又は一定期間ごとに変更し、他人に知られないよう管理してください。暗証について<u>当行及び日本郵便株式会社（同社が当行に係る銀行代理業を委託した者を含みます。）（以下「当行等」といいます。）</u>から照会することは一切ありません。電話等による照会には応じないでください。</p> <p>(7)（略）</p>	<p>11 カード等及び暗証の管理等</p> <p>(1)～(5)（同左）</p> <p>(6) 暗証は、生年月日、住所、自宅や勤務先の電話番号、連続番号、同一番号その他他人に容易に推測されやすい番号を使用せず、不定期的又は一定期間ごとに変更し、他人に知られないよう管理してください。暗証について<u>当行等</u>から照会することは一切ありません。電話等による照会には応じないでください。</p> <p>(7)（同左）</p>
<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、2022年5月6日から実施します。</p>	<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、2023年4月1日から実施します。</p>

■ゆうちょダイレクト規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<p>2 利用の申込み等</p> <p>(1)～(6)（略）</p> <p>(7) 第3項、第4項及び前項の申込み又は届出をしようとするときは、利用者（第3項の申込みをしようとする加入者又は預金者を含みます。以下この条において同じとします。）は、パソコン等その他の表示画面の操作手順に従って、必要事項を入力の上送信してください。当行は当行所定の本人確認を行ったうえで送信者を利用者本人とみなし、受信電文を正当なものとして取り扱います。</p> <p>(8)～(9)（略）</p>	<p>2 利用の申込み等</p> <p>(1)～(6)（同左）</p> <p>(7) 第3項、第4項及び前項の申込み又は届出をしようとするときは、利用者（第3項の申込みをしようとする加入者又は預金者を含みます。以下この条及び第7条の2において同じとします。）は、パソコン等その他の表示画面の操作手順に従って、必要事項を入力の上送信してください。当行は当行所定の本人確認を行ったうえで送信者を利用者本人とみなし、受信電文を正当なものとして取り扱います。</p> <p>(8)～(9)（同左）</p>
<p>7 本人確認</p> <p>(1) このサービスにおける本人確認は、利用者から通知された次の各号に掲げる番号等（以下「記号番号等」といいます。）の一部と、当行に登録されている記号番号等の一部との一致を確認することにより行います。このサービスの本人確認に使用する記号番号等の組合せは取引内容ごとに当行の定める組合せによるものとします。なお、ワンタイムパスワードは、任意の数字を当行所定の方法により当行から指定します。</p> <p>①～⑨（略）</p> <p>(2)（略）</p>	<p>7 本人確認</p> <p>(1) このサービスの<u>利用</u>における本人確認は、利用者から通知された次の各号に掲げる番号等（以下「記号番号等」といいます。）の一部と、当行に登録されている記号番号等の一部との一致を確認することにより行います。このサービスの本人確認に使用する記号番号等の組合せは取引内容ごとに当行の定める組合せによるものとします。なお、ワンタイムパスワードは、任意の数字を当行所定の方法により当行から指定します。</p> <p>①～⑨（同左）</p> <p>(2)（同左）</p>
<p><u>（新設）</u></p>	<p><u>7の2 暗証単独照合による取扱い</u></p> <p><u>利用者が利用口座についてキャッシュカードを利用している場合、当行所定の取扱いをするときは、当行所定の書類への押印（又は署名）に代えて、本支店等に当該利用口座に係るキャッシュカード又は通帳（以下「キャッシュカード等」といいます。）を提出し、本支店等に設置した端末機に当該キャッシュカードの暗証を入力してすることができます。</u></p>
<p>19 投資信託取引に係る電子交付</p> <p>(1)～(15)（略）</p> <p>(16) 次の事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>	<p>19 投資信託取引に係る電子交付</p> <p>(1)～(15)（同左）</p> <p>(16) 次の事由により生じた損害については、<u>当行の責に帰すべき事由がある場合を除き</u>、当行は責任を負いません。</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2023年4月1日改定）**

現 行	改定後
①～⑦（略）	①～⑦（同左）
25 電子メール等によるお知らせ (1)～(7)（略） (8) 電子メールアドレスが利用者以外の者のアドレスになっていたとしてもそれにより生じた損害については、 <u>当行の責による場合を除き</u> 、当行は責任を負いません。 (9)（略）	25 電子メール等によるお知らせ (1)～(7)（同左） (8) 電子メールアドレスが利用者以外の者のアドレスになっていたとしてもそれにより生じた損害については、 <u>当行の責に帰すべき事由がある場合を除き</u> 、当行は責任を負いません。 (9)（同左）
26 利用の廃止 (1)～(4)（略） (5) 利用の廃止については、当行の廃止手続が終了した後に有効となります。廃止手続終了前に生じた損害については、当行等は責任を負いません。	26 利用の廃止 (1)～(4)（同左） (5) 利用の廃止については、当行の廃止手続が終了した後に有効となります。廃止手続終了前に生じた損害については、 <u>当行等の責に帰すべき事由がある場合を除き</u> 、当行等は責任を負いません。
27 免責事項 (1)～(7)（略） <u>（新設）</u> (8) 次の各号の事由によりこのサービスの取扱いが遅延し又は不能となった場合であっても、それにより生じた損害については、当行等は責任を負いません。 ① 災害、事変、輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき ② 当行等又は金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線又はコンピュータ等に障害が生じたとき ③ その他当行等以外の者の責に帰すべき事由があったとき	27 免責事項 (1)～(7)（同左） <u>（8）第7条の2の場合において、本支店等に設置した端末機に入力されたキャッシュカードの暗証と届出のキャッシュカードの暗証との一致を確認して取扱いをしましたうちは、キャッシュカード等又はキャッシュカードの暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があってもそれにより生じた損害については、当行等は責任を負いません。</u> (9)（略）
附 則 （実施期日） この改正規定は、2022年5月6日から実施します。	附 則 （実施期日） この改正規定は、2023年4月1日から実施します。

■国債等規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<u>（新設）</u>	<u>11の2 暗証による照合</u> <u>（1）国債等の取扱いに係る各種の請求、届出その他の手続をする者が当該国債等の決済口座としている通常貯金についてキャッシュカード（キャッシュカード規定の適用のあるカードをいいます。ただし、キャッシュカード規定第9条（代理人のカード）第1項のカードを除きます。以下同じとします。）を利用している場合、当行所定の取扱い（この規定に定める取扱いに限りません。）をするときは、当行所定の書類への押印（又は署名）に代えて、国債等取扱店に当該通常貯金に係るキャッシュカード又は通帳（以下「キャッシュカード等」といいます。）を提出し、国債等取扱店に設置した端末機（以下「端末機」といいます。）に暗証（当行が指定する暗証を含みます。以下同じとします。）を入力してすることができます。</u> <u>（2）前項の場合において、端末機に入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して当行所定の取扱いをしましたうちは、キャッシュカード等又は暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があってもそれにより生じた損害については、当行及び日本郵便株式会社は責任を負いません。</u>
附 則 （実施期日） この改正規定は、2021年1月4日から実施します。	附 則 （実施期日） この改正規定は、2023年4月1日から実施します。

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2023年4月1日改定）

掲載日 2023年4月1日

■デビットカード規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<p>3 デビットカードサービスの成立</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(2) 前項の場合、端末設備から帳票が出力されますので、その記載内容を確認してください。</u></p>	<p>3 デビットカードサービスの成立</p> <p>(1) (同左)</p> <p><u>(2) 前項によりデビットカードサービスが成立したときは、機構所定の規約に定める加盟店銀行、直接加盟店又は任意組合その他の機構所定の者（以下この条においてこれらを総称して「譲受人」といいます。）に対する、売買取引債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引に係る抗弁を放棄する旨の意思表示がなされたものとみなします。なお、当行は、当該意思表示を、譲受人に代わって受領します。</u></p> <p><u>(3) 前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、売買取引に関して加盟店又はその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。</u></p> <p><u>(4) 第1項の場合、端末設備から帳票が出力されますので、その記載内容を確認してください。</u></p>
<p>7 キャッシュアウトサービスの成立</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(2) 前項の場合、端末設備から帳票が出力されますので、その記載内容を確認してください。</u></p>	<p>7 キャッシュアウトサービスの成立</p> <p>(1) (同左)</p> <p><u>(2) 前項によりキャッシュアウトサービスが成立したときは、機構所定の規約に定めるC〇加盟店銀行、C〇直接加盟店又はC〇任意組合その他の機構所定の者（以下この条において総称して「譲受人」といいます。）に対する、対価支払債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引に係る抗弁を放棄する旨の意思表示がなされたものとみなします。なお、当行は、当該意思表示を譲受人に代わって受領します。</u></p> <p><u>(3) 前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、利用者が売買取引に関してC〇加盟店又はその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、対価支払債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、対価支払債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他対価支払債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。</u></p> <p><u>(4) 第1項の場合、端末設備から帳票が出力されますので、その記載内容を確認してください。</u></p>
<p>10 適用範囲</p> <p>機構所定の公的加盟機関規約（以下この章において「規約」といいます。）を承認のうえ、規約所定の公的加盟機関として登録され、機構の会員である一又は複数の金融機関（以下この章において「加盟機関銀行」といいます。）と規約所定の公的加盟機関契約を締結した法人（以下「公的加盟機関」といいます。）に対して、規約に定める公的加盟機関に対する公的債務（以下「公的債務」といいます。）の支払いのために、カードを提示した場合は、規約に定める加盟機関銀行が当該公的債務を支払うものとします。この場合に、加盟機関銀行に対して当該公的債務相当額を支払う債務（以下「補償債務」といいます。）を負担するものとし、当該補償債務の金額に相当する総合口座の預り金を、当該総合口座から当行の指定する振替口座に振り替えてする電信振替の取扱い（以下この章において「デビットカードサービス」といいます。）については、この章及び次章の規定により取り扱います。<u>ただし、当該公的加盟機関契約の定めに基づき、当行のカードが公的加盟機関で利用できない場合があります。</u></p>	<p>10 適用範囲</p> <p><u>利用者が、次の各号のうちいずれかの者（以下「公的加盟機関」といいます。）に対して、機構所定の公的加盟機関規約（以下この章において「規約」といいます。）に定める公的加盟機関に対する公的債務（以下「公的債務」といいます。）の支払いを行うために、カードを提示した場合は、①においては規約所定の加盟機関銀行が、②においては規約所定の決済代行機関が当該公的債務を支払うものとします。この場合、利用者は、加盟機関銀行に対して当該公的債務相当額（②においては加盟機関銀行が決済代行機関に対し負担する補償債務に係る費用相当額）を支払う債務（以下「補償債務」といいます。）を負担するものとし、当該補償債務の金額に相当する総合口座の預り金を、当該総合口座から当行の指定する振替口座に振り替えてする電信振替の取扱い（以下この章において「デビットカードサービス」といいます。）については、この章及び次章の規定により取り扱います。</u></p> <p><u>① 規約を承認のうえ、規約所定の公的加盟機関として登録され、機構の会員である一又は複数の金融機関（以下この章において「加盟機関銀行」といいます。）と規約所定の公的加盟機関契約を締結した地方公共団体その他機構所定の機関。ただし、当該公的加盟機関契約の定めに基づき、当行のカードが公的加盟機関で利用できない場合があります。</u></p> <p><u>② 規約を承認のうえ、規約所定の決済代行機関と規約所定の間接公的</u></p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2023年4月1日改定）**

現 行	改定後
	<u>加盟機関契約を締結した地方公共団体その他機構所定の機関。ただし、当該間接公的加盟機関契約の定めに基づき、当行のカードが間接公的加盟機関で利用できない場合があります。</u>
<p>11 準用規定等</p> <p>(1) カードをデビットカードサービスに利用することについては、第2条から第4条までを準用するものとします。この場合において、「加盟店」を「公的加盟機関」と、「売買取引債務」を「補償債務」と読み替えるものとします。</p> <p>(2) 前項にかかわらず、第2条第4項⑧は、この章のデビットカードサービスには適用されないものとします。</p> <p>(3) 前2項にかかわらず、カードを用いて支払おうとする公的債務が、当該公的加盟機関がデビットカードサービスによる支払いを認めていない公的債務である場合には、デビットカードサービスを利用することはできません。</p>	<p>11 準用規定等</p> <p>(1) カードをデビットカードサービスに利用することについては、第2条から第4条までを準用するものとします。この場合において、「加盟店」を「公的加盟機関」と、「<u>直接加盟店</u>」を「<u>決済代行機関</u>」と、「<u>加盟店銀行</u>」を「<u>加盟機関銀行</u>」と、「売買取引債務」を「補償債務」と読み替えるものとします。</p> <p>(2) 前項にかかわらず、第2条第4項⑧は、この章のデビットカードサービスには適用されないものとします。</p> <p>(3) 前2項にかかわらず、カードを用いて支払おうとする公的債務が、当該公的加盟機関がデビットカードサービスによる支払いを認めていない公的債務である場合には、デビットカードサービスを利用することはできません。</p>
<p>附 則 (実施期日)</p> <p>この改正規定は、<u>2020年4月1日</u>から実施します。</p>	<p>附 則 (実施期日)</p> <p>この改正規定は、<u>2023年4月1日</u>から実施します。</p>

■スマートフォンアプリ利用規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<u>(新設)</u>	<p><u>第6章 ゆうちょ在留カード読取アプリ</u></p> <p><u>第71条（総則）</u></p> <p><u>第1章及び本章は、当行が提供するゆうちょ在留カード読取アプリ（以下本章において「本アプリ」といいます。）の利用に関する条件を、利用者と当行との間で定めるものです。利用者は、本アプリの利用にあたって第1章及び本章に同意いただく必要がありますので、ご利用の前に必ずお読みください。</u></p>
<u>(新設)</u>	<p><u>第72条（規定の適用）</u></p> <p><u>利用者は、本サービスにより届出に係る在留カードが真正なものであることを証明するにあたっては、この規定のほか、適法な在留資格及び在留期間の届出について定める「通常貯金規定」、「通常貯蓄貯金規定」、「振替貯金口座規定」、「定額貯金規定」及び「定期貯金規定」に同意するものとします。</u></p>
<u>(新設)</u>	<p><u>第73条（定義）</u></p> <p><u>本章において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。</u></p> <p><u>①「本アプリ」</u></p> <p><u>当行が提供するゆうちょ在留カード読取アプリという名称のアプリケーション（理由のいかんを問わずその名称又は内容が変更された場合の当該変更後のアプリケーションを含みます。）及び関連ソフトウェアをいいます。</u></p> <p><u>②「本サービス」</u></p> <p><u>本アプリをインストールすることにより利用者が利用することができる次条に規定するサービスをいいます。</u></p> <p><u>③「利用者」</u></p> <p><u>第1章及び本章に同意のうえ第75条に定める手続を行い、本アプリを利用する者又は利用しようとする者をいいます。</u></p> <p><u>④「利用者情報」</u></p> <p><u>利用者が本サービスの利用に際して登録、提供した情報、本サービス利用中に当行が必要と判断して登録、提供を求めた情報及びこれらの情報について利用者自身が追加、変更を行った場合の当該情報をいい、在留カードの番号及び在留カードのICチップに記録された情報を含みます。</u></p> <p><u>⑤「利用者端末」</u></p> <p><u>通信端末のうち、当行が別途指定するもので、かつ、利用者が所有又は管理するものをいいます。</u></p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2023年4月1日改定）**

現行	改定後
	<p><u>⑥「在留カード」</u> <u>出入国管理及び難民認定法第19条の3の規定に基づき、出入国在留管理庁長官が、同条に定める中長期在留者に対し交付するカードをいいます。</u></p>
<u>(新設)</u>	<p><u>第74条（本サービス）</u> <u>利用者は、当行の求めに応じ適法な在留資格及び在留期間を保持している旨を届け出るにあたり、届出に係る在留カードが真正なものであることを証明するため、利用者端末を使用して当行所定のホームページから本アプリを起動し、当行所定の方法により利用者名義の在留カードの番号の入力及び利用者名義の在留カードに搭載されたICチップに記録された情報の読取を行うことで、利用者情報を登録することができます。</u></p>
<u>(新設)</u>	<p><u>第75条（本サービスの利用等）</u> <u>1 利用者は利用者端末を使用して当行所定のアプリストアから本アプリをダウンロードのうえ利用者端末にインストールを開始し、本サービスの利用を申し込みます。インストールの完了により、当行が申込みを承諾したものとし、利用者は本アプリにより本サービスを利用することができますようになります。動作確認済の端末及びOSについては、当行所定のホームページをご覧ください。</u> <u>2 本アプリ及び本サービスの利用可能日及び時間は当行所定の日及び時間内とし、利用者は、第1章及び本章に違反しない範囲内で、当行の定める方法に従い、本アプリ及び本サービスを利用することができます。</u> <u>3 利用者は、本アプリを日本国内に限って利用するものとし、日本国の外国為替及び外国貿易法、その他の適用される輸出入関連法令及び規制並びに関係各国の諸法令及び規制（米国の輸出入関連法令を含みますが、これに限りません。）を遵守するものとします。</u> <u>4 本アプリは、利用者が私的に利用する目的でのみ利用することができ、販売、配布又は開発等の私的利用以外の目的で利用してはならないものとします。</u> <u>5 利用者は、本アプリを、当行が提供する状態でのみ利用するものとし、本アプリの複製、修正、変更、改変又は翻案を行ってはならないものとします。</u> <u>6 本サービスの提供を受けるために必要な通信端末、ソフトウェアその他の機器、通信回線その他の通信環境等の準備及び維持は、利用者の費用と責任において行うものとします。</u> <u>7 利用者は、利用者端末がコンピュータウイルスや不正プログラムに感染しないよう、セキュリティ対策ソフトを導入するなどのセキュリティ対策を行ってください。</u> <u>8 利用者端末に本アプリをインストールしたものが盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがある場合は、第三者による不正利用を避けるため、利用者は、速やかに契約している通信サービス事業者に連絡するものとします。</u></p>
<u>(新設)</u>	<p><u>第76条（本サービスの追加、変更、中断及び終了等）</u> <u>1 当行は、利用者に事前の通知又は公表をすることなく、当行の判断により、本サービスの機能追加・機能削除・機能変更等の一切のサービス内容の追加又は変更ができるものとし、利用者はこれに同意するものとします。</u> <u>2 当行は、当行の判断により本サービスの全部又は一部の提供・運営を終了することができるものとします。この場合において、当行は、当行が適当と判断する方法で利用者にあらかじめその旨を公表します。ただし、緊急の場合は利用者への公表が事後になる場合があります。</u> <u>3 当行は、次の各号の事由が生じた場合には、利用者に事前に通知又は公表することなく、本サービスの全部又は一部を中断することができるものとします。</u> <u>① 本サービス用のハード・ソフト・通信機器設備等に関わるメンテナンスや修理を定期的又は緊急に行う場合</u></p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2023年4月1日改定）**

現行	改定後
	<p><u>② アクセス過多、その他予期せぬ要因でシステムに負荷が集中した場合</u></p> <p><u>③ 利用者のセキュリティを確保する必要が生じた場合</u></p> <p><u>④ 電気通信事業者の役務が提供されない場合</u></p> <p><u>⑤ 天災等の不可抗力により本サービスの提供が困難な場合</u></p> <p><u>⑥ 火災、停電、その他の不慮の事故又は戦争、紛争、動乱、暴動、労働争議等により本サービスの提供が困難な場合</u></p> <p><u>⑦ 法令又はこれらに基づく措置により本サービスの運営が不能となった場合</u></p> <p><u>⑧ その他前各号に準じ当行が合理的な理由に基づき必要と判断した場合</u></p> <p>4 当行は、本条に基づき当行が行った措置により利用者又は第三者に生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合に限り、当行は賠償する責任を負うものとします。また、当行の責に帰すべき事由がある場合であっても、当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益に係る損害について賠償する責任を負わないものとします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでないものとします。</p>
(新設)	<p><u>第 77 条（本アプリにおける禁止事項）</u></p> <p>利用者は、本アプリの利用にあたり、自ら又は第三者をして次の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。</p> <p><u>① 当行又は他の利用者その他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシー、名誉、その他の権利若しくは利益を侵害する行為又はそのおそれのある行為</u></p> <p><u>② 法令、裁判所の判決、決定若しくは命令又は法令上拘束力のある行政措置に違反する行為及びこれらを助長する行為又はそのおそれのある行為</u></p> <p><u>③ 当行又は他の利用者その他の第三者に対する詐欺又は脅迫行為</u></p> <p><u>④ 当行又は他の利用者その他の第三者になりすます行為（他の利用者その他の第三者の在留カードを利用する行為を含みます。）</u></p> <p><u>⑤ 他の利用者の利用者情報を利用する行為</u></p> <p><u>⑥ 本サービス、当行、他の利用者その他の第三者の信用を失墜・毀損させる行為</u></p> <p><u>⑦ 本サービスに関わる記載、機能について、無断でそのコピー、複製、アップロード、掲示、電送、配布等をする行為</u></p> <p><u>⑧ 営利・非営利にかかわらず、当行所定のホームページ並びに本サービスにて提供される記載及び機能を修正、変更、編集、切除その他改変する行為又は頒布、貸与、譲渡、公衆送信、送信可能化、上映を行い若しくは第三者をしてこれらを行わせる行為</u></p> <p><u>⑨ 本アプリ及びその複製物等を利用者又は第三者が制作又は運営するホームページ等においてダウンロードすることができるようにする行為</u></p> <p><u>⑩ 本サービスのネットワーク又はシステム等に過度な負荷をかける行為</u></p> <p><u>⑪ 本サービスに接続しているシステム全般に権限なく不正にアクセスし又は当行設備に蓄積された情報を不正に書き換え若しくは消去する行為その他当行に損害を与える行為</u></p> <p><u>⑫ 故意に虚偽の情報等を公開し又は投稿する行為</u></p> <p><u>⑬ 他の利用者の情報の収集を目的とする行為</u></p> <p><u>⑭ 第 1 章及び本章並びに本サービスの趣旨・目的に反する行為</u></p> <p><u>⑮ 前各号の行為を直接若しくは間接に惹起し又は容易にする行為</u></p> <p><u>⑯ その他当行が合理的な理由に基づき不適切と判断する行為</u></p>
(新設)	<p><u>第 78 条（利用停止等）</u></p> <p>1 当行は、利用者が次の各号の一にでも該当し又は該当するおそれがあると当行が判断した場合には、事前に通知することなく、利用者情報等の削除、本サービスの利用停止又は制限その他適切な措置をすることができ</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2023年4月1日改定）**

現行	改定後
	<p><u>るものとしします。</u></p> <p><u>① 第1章及び本章に違反した場合</u></p> <p><u>② 当行に提供した情報の全部又は一部につき虚偽の事実があることが判明した場合</u></p> <p><u>③ 当行、他の利用者その他の第三者に損害を生じさせるおそれのある目的若しくは方法で本サービスを利用し又は利用しようとした場合</u></p> <p><u>④ 手段のいかんを問わず、本サービスの運営を妨害した場合</u></p> <p><u>⑤ 死亡した場合又は未成年者、成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人のいずれかであって、法定代理人、後見人、保佐人若しくは補助人の同意等を得ていなかった場合</u></p> <p><u>⑥ 当行の貯金等共通規定第11条各号のいずれかを満たさないものと当行が合理的な理由に基づき判断した場合</u></p> <p><u>⑦ 本サービスの運営・保守管理上必要であると当行が合理的な理由に基づき判断した場合</u></p> <p><u>⑧ その他前各号に類する事由があると当行が合理的な理由に基づき判断した場合</u></p> <p><u>2 利用者は、前項に基づき本サービスの利用停止等の措置がとられた場合であっても、当行及び第三者に対するサービス利用契約上の一切の義務及び債務（損害賠償債務を含みますが、これに限りません。）を免れるものではありません。また、前項に基づき本サービスの利用停止等の措置がとられた場合、当行は利用者情報、利用履歴に関する情報その他コンテンツ（利用者が本サービスを通じてアクセスすることができる情報（文章、画像、イメージ、文字、音、ソフトウェア、プログラム、コードその他のデータを含みますが、これらに限られません。）をいいます。）について継続して保有する義務を負わないものとしします。</u></p> <p><u>3 当行は、本条に基づき当行が行った利用停止等の措置によって利用者に生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合に限り、当行は賠償する責任を負うものとしします。また、当行の責に帰すべき事由がある場合であっても、当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益に係る損害について賠償する責任を負わないものとしします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでないものとしします。また、本サービスの利用停止等の後も、利用者が当行に提供した情報を保有・利用することができるものとしします。</u></p>
(新設)	<p><u>第79条（利用者に関する情報の収集、解析及び取扱い）</u></p> <p><u>1 利用者は、利用者情報その他の利用者に関する情報を、当行のプライバシーポリシーに従い当行が取り扱うことについて、同意するものとしします。</u></p> <p><u>2 当行は、本サービスの利用状況を把握するため、アプリ起動ログ、ブラウザ閲覧ログ等を収集する場合があります。</u></p> <p><u>3 当行は、利用者が当行に提供した利用者情報その他の情報及びデータを、当行の裁量で、本サービスの提供及び運用並びにサービス内容の改良及び向上等の目的のために利用し又は個人を特定できない形での統計的な情報として公開することができるものとし、利用者はこれに同意するものとしします。</u></p>
(新設)	<p><u>第80条（保証の否認及び免責）</u></p> <p><u>1 当行は、本サービスから得られる情報その他本サービスにより利用者が取得し得る一切の情報が、利用者の特定の目的に適合すること、利用者が期待する機能・商品的価値・正確性・有用性・完全性等を有すること、本サービスの利用が利用者に適用のある法令又は業界団体の内部規則等に適合すること及び不具合（セキュリティ等に関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害等を含みますが、これらに限りません。以下本章において同じとします。）が生じないことについて、何ら保証するものではありません。</u></p> <p><u>2 利用者は、本アプリがすべての通信端末に対応していることを当行が保証するものではないこと、また、仮に本サービスの利用開始時に対応していた場合でも、本サービスの利用に供する通信端末のOSのバージョンアップ等に伴い本サービスの動作に不具合が生じる可能性があることに</u></p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2023年4月1日改定）**

現行	改定後
	<p><u>つき、あらかじめ了承するものとします。当行は、かかる不具合が生じた場合に当行が行うプログラムの修正等により当該不具合が解消されることを保証するものではありません。</u></p> <p><u>3 利用者は、当行所定のアプリストアの利用規約の変更等に伴い、本アプリ及び本サービスの全部又は一部の利用が制限される可能性があることを、あらかじめ了承するものとします。</u></p> <p><u>4 利用者は、利用者が本サービスを利用する環境や通信状況の変化その他の外部的事情により、本サービスの精度が低下する場合があることにつき、あらかじめ了承するものとします。</u></p> <p><u>5 当行は、本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能若しくは変更、本サービスを通じて利用者が発信した情報の削除若しくは消失、機器の故障若しくは損傷又は当行から提供された情報をもとに利用者が独自に判断して行った行為に起因する損害その他事由のいかんを問わず、本サービスに起因又は関連して生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合であっても、当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益に係る損害について賠償する責任を負わないものとします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでないものとします。</u></p> <p><u>6 当行は、利用者情報を、当行所定のサーバ上に保存します。しかしながら、当行は、これらの完全な安全性、信頼性等を保証するものではなく、保存された利用者情報等その他の情報の消失に起因して生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合であっても、当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益に係る損害について賠償する責任を負わないものとします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでないものとします。</u></p> <p><u>7 次の各号の事由により本サービスの取扱いが遅延し又は不能となった場合であっても、それにより生じた損害については、当行は責任を負いません。</u></p> <p><u>① 災害、事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき</u></p> <p><u>② 当行又は金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線又はコンピュータ等に障害が生じたとき</u></p> <p><u>③ その他当行以外の者の責に帰すべき事由があったとき</u></p>
(新設)	<p><u>第 81 条（紛争処理及び損害賠償）</u></p> <p><u>1 利用者は、本章に違反することにより、又は本サービスの利用に関連して当行に損害を与えた場合、当行に対しそのすべての損害を賠償しなければなりません。</u></p> <p><u>2 利用者による本サービスの利用に関連して、当行が、他の利用者その他の第三者から権利侵害その他の理由により何らかの請求を受けた場合、利用者は、当該請求に基づき当行が当該第三者に支払いを余儀なくされた金額及び当該請求に係る紛争等の解決のために当行が負担した金額を賠償しなければなりません。</u></p> <p><u>3 本サービスに関連して利用者が被った損害について、当行の責に帰すべき事由がある場合であっても、当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益に係る損害について賠償する責任を負わないものとします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでないものとします。</u></p>

以上